

令和3年度中央区成年後見制度利用促進事業報告

I	中央区成年後見制度利用促進事業について	1
1	区の実施について	
2	社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」の実施について	
II	目指す姿及び施策の方向性	4
III	令和3年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告について	
方向性1	成年後見制度の普及・啓発を推進する。	5
施策1	成年後見制度の普及・啓発	
施策2	成年後見制度の理解向上	
方向性2	成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。	12
施策3	相談・支援の体制の強化	
施策4	負担軽減の充実	
施策5	地域連携ネットワークの構築	
方向性3	成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。	18
施策6	成年後見等の担い手の確保	
施策7	社会貢献型後見人等候補者の活用	
方向性4	成年後見人等の活動しやすい環境を作る。	21
施策8	成年後見人等の活動環境の整備	
施策9	成年後見人等への支援	
IV	中央区成年後見制度利用促進審議会の点検・評価	23
V	資料	24
1	中央区成年後見制度利用促進事業実施要綱	
2	中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱	
3	中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿	
4	中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱	
5	中央区権利擁護支援推進協議会委員名簿	

I 中央区成年後見制度利用促進事業について

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域の中で、家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の利用促進を図っています。

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげるため、令和3年4月に、社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」を中核機関と位置付け、業務の一部を委託し、区と社会福祉協議会が一体となって地域連携ネットワークの構築に取り組んでいます。

1 区の取組について

(1) 中央区成年後見制度利用促進審議会の運営

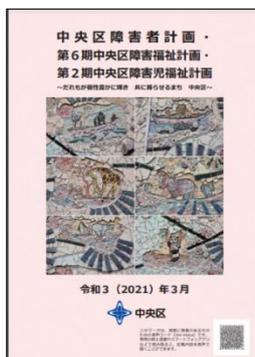
区では、成年後見制度の利用の促進に関する法律及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度利用促進検討委員会において、成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針を策定し、令和3年3月に「中央区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に包含して中央区成年後見制度利用促進計画を策定しました。(計画期間：令和3年度から5年度まで)

計画策定後、令和3年度からは中央区成年後見制度利用促進審議会において、利用促進に係る各取組の進捗状況の点検、評価を行うとともに、次期計画に盛り込むべき施策の方針の策定に向けた検討を行っていくこととしています。

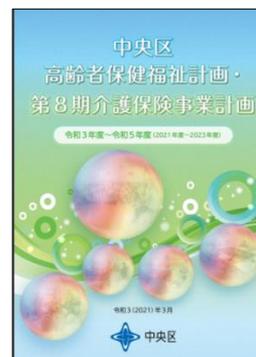
〔実施回数〕 2回

〔委員構成〕 13人(学識経験者、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉関係団体等、区職員)
委員名簿についてはP.26を参照

〔審議事項〕 ・成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価に関すること
・中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること
・その他、成年後見制度の利用促進に必要なこと



▲中央区障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画



▲中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画

(2) 成年後見制度利用促進に係る業務委託

令和3年度から、社会福祉協議会が実施していた既存の業務に地域連携ネットワークの構築に係る業務を追加し、委託事業として実施しています。

【主な委託内容】

- ①制度の普及・啓発
- ②相談業務
- ③社会貢献型後見人等（市民後見人等）の養成
- ④社会貢献型後見人等（市民後見人等）の法人後見監督業務
- ⑤申立人・後見人等への支援
- ⑥地域連携ネットワークの構築
- ⑦権利擁護支援推進協議会の運営

(3) 成年後見費用助成事業への補助

社会福祉協議会が実施する成年後見費用助成事業に係る事業費を区が補助しています。

(4) 区長申立て・後見報酬費用の助成

判断能力が不十分な高齢者等で、配偶者及び4親等以内の親族がない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行います。また、成年後見人に対する後見報酬等の費用を負担することが困難な者に対して、その費用を助成しています。

(5) 権利擁護支援事業への補助

社会福祉協議会が実施する権利擁護支援事業に係る人件費及び事業費を区が補助しています。

2 社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」の取組について

すてっぷ中央では、成年後見制度の利用支援や権利擁護支援事業を実施し、高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていくための支援を行っています。

(1) 成年後見利用支援事業

区から委託を受け、弁護士等専門職と連携し高齢者や障害者の権利擁護に関わる総合的な相談窓口として対応するほか、申立ての必要な方に対し、適切な後見人の紹介、申立ての支援等を行っています。また、今後ニーズの高まりが見込まれる社会貢献型後見人の養成・支援を行っています。

(2) 成年後見助成事業

判断能力が低下した高齢者・障害者等で経済的理由により成年後見制度の利用が困難な方に対し、成年後見報酬等制度利用に係る経費を助成することで区民の権利擁護を図っています。

(3) 権利擁護支援事業

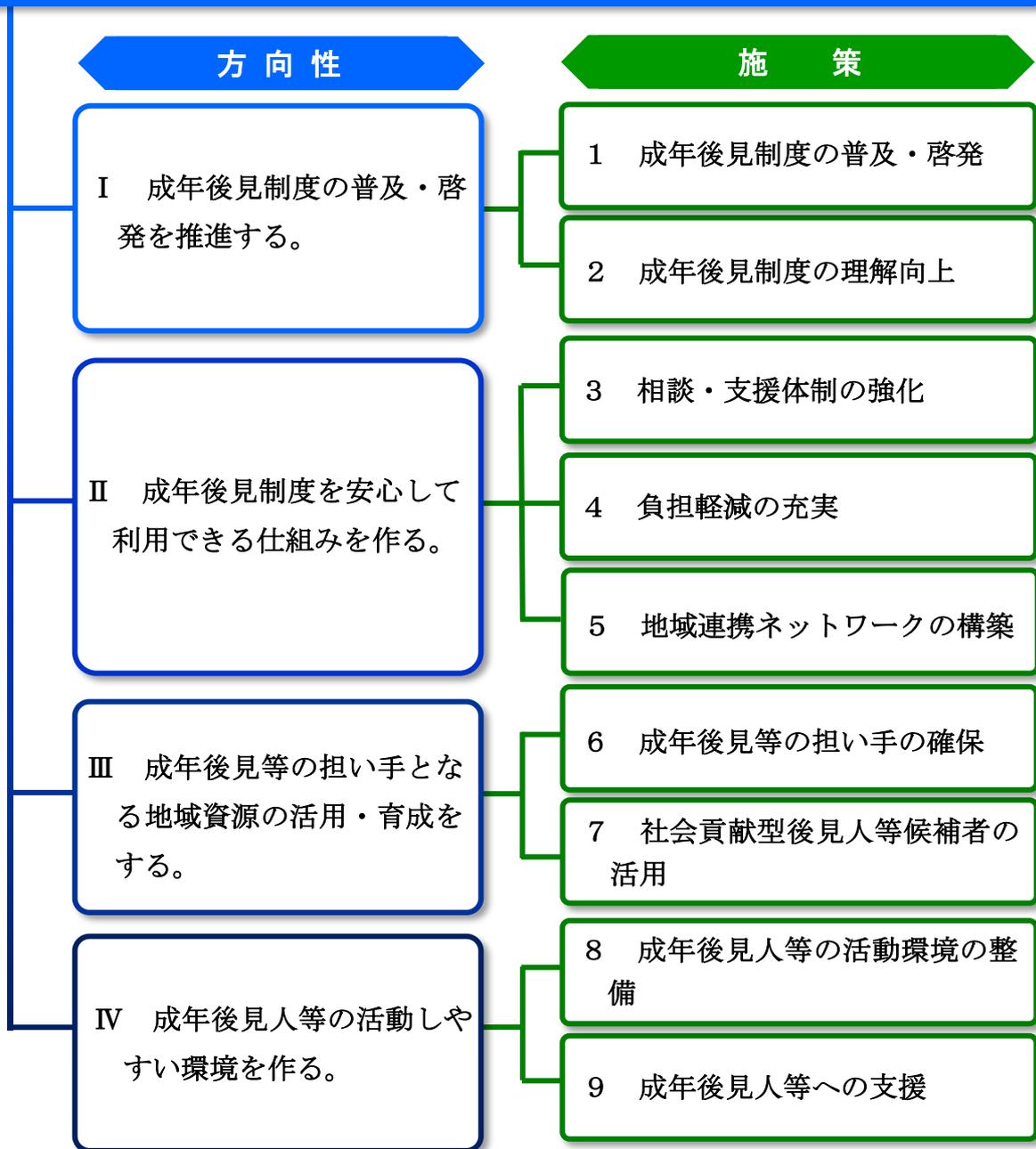
高齢者や障害者が地域で安心して暮らしていけるよう福祉サービスの利用契約や利用料の支払い手続き等の援助を行うとともに、日常的な金銭管理、重要書類の保全等のサービスを提供しています。

II 目指す姿及び施策の方向性

中央区が目指す姿と、その実現に向けて取り組むべき施策の体系は次の通りです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。



Ⅲ 令和3年度中央区成年後見制度利用促進事業に係る報告について

方向性 1 成年後見制度の普及・啓発を推進する。

施策 1 成年後見制度の普及・啓発

高齢計画

障害計画

(1) 効果的な広報活動の実施

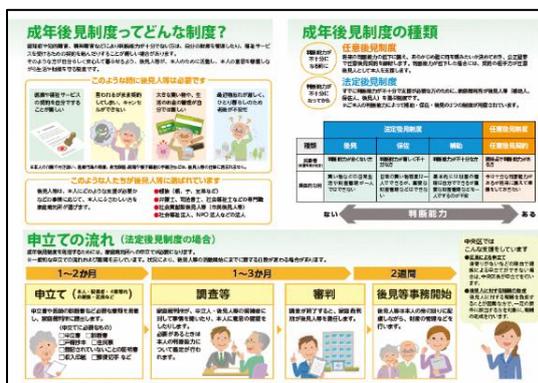
R3年度 充実

① 成年後見制度普及・啓発リーフレットの作成

成年後見制度の概要及び中核機関の設置について区民に周知し、制度の理解促進を図るために新たにリーフレットを作成しました。

作成部数：2,000部

主な配布先：福祉保健部等窓口、特別出張所、おとしより相談センター、敬老館、シニアセンター、特別養護老人ホーム、リハポート明石、基幹相談支援センター、ポケット中央、まごころステーション、区民館、社会教育会館、図書館、「すてっぷ中央」、民生委員等



② 広報誌への掲載

区のおしらせ ちゅうおう

4/1号	成年後見制度について
7/11号	親族後見人向け講座・交流会
7/11号	成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会
9/1号	社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習・説明会
9/11号	成年後見申立講座（基礎編・応用編）
10/21号	親族後見人向け講座・交流会
12/21号	基礎講習・聴講生募集（後見制度の基本理念と概要）
1/21号	親族後見人向け講座・交流会

中央区社協だより「かけはし中央」

4月号	成年後見支援センター「すてっぷ中央」事業紹介
6月号	成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会
9月号	親族向け成年後見講座の受講生募集 社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習の受講生募集
11月号	成年後見制度入門講座「成年後見制度の基本理念と概要」聴講生募集
1月号	親族後見人向け講座・交流会

③ 区内掲示板へのポスター掲示

「社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習」の受講者募集のポスターを区内掲示板に掲示し、区民に広く周知しました。

掲示先：区内掲示板 380箇所

掲示期間：令和3年8月15日から8月31日まで

④ 「すてっぷ中央」パンフレットの配布

事業の説明及び周知のため、新規利用希望者や出前講座の参加者等にパンフレットを配布しました。

主な配布先：福祉保健部等窓口、おとしより相談センター、障害者就労支援センター、民生委員、介護支援専門員等

⑤ 「すてっぷ中央」ちらしの配布

令和3年度に新たに「すてっぷ中央」のちらしを作成し、区内関係機関等へ配布しました。

主な配布先：福祉保健部等窓口、特別出張所、おとしより相談センター、敬老館、シニアセンター、高齢者施設、障害者施設、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、基幹相談支援センター、社会教育会館、図書館、消費生活センター、シルバー人材センター、医療機関、公証役場、金融機関、町会・自治会等



▲集合ポスター



▲パンフレット



▲ちらし

⑥ 区、社会福祉協議会ホームページの更新

区のホームページに、新たに成年後見制度に関するページを作成しました。また、社会福祉協議会のホームページについても、全体のリニューアルに併せて成年後見制度に関するページを新たに作成しました。各ホームページには、制度の概要や利用方法、講座・講演会の開催等について掲載しています。

⑦ 「すてっぷ通信」の創刊

成年後見制度の普及・啓発、講座等の開催について周知を図るために、「すてっぷ通信」を創刊し、年2回発行しました。

主な配布先：福祉保健部等窓口、特別出張所、おとしより相談センター、敬老館、シニアセンター、高齢者施設、障害者施設、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、基幹相談支援センター、社会教育会館、図書館、消費生活センター、シルバー人材センター、医療機関、公証役場、金融機関、町会・自治会、東京家庭裁判所後見センター等



▲No.1 創刊号（6月発行）



▲No.2（2月発行）



⑧ イベントにおける周知

区内で実施されている様々なイベントにおいてちらしを配布し、制度の周知を行いました。

主なイベント：健康福祉まつり、日本橋五の部連合町会「親子防災フェスティバル」、振り込め詐欺被害キャンペーン

(2) 地域連携ネットワークを活用した講座、講演会等の実施

① 成年後見支援センター講演会・成年後見制度無料個別相談会

成年後見制度について幅広く周知し、理解を深めるため講演会を開催しました。また、講演会と同日に相談会を開催し、成年後見制度の申立手続きや利用方法などについて司法書士が相談に応じました。

成年後見支援センター講演会	
日時	令和3年7月31日（土）13時～15時
場所	京橋プラザ区民館多目的ホール

テーマ	「成年後見制度のいま～制度の実情を知り、利用のポイントを学ぶ～」
講師	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士 村田 和也 氏
参加人数	30人
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の利用を考えており、専門の方の話を直接聞けて不安を解消できた。 ・制度の概要を学び、大切なポイントを理解することができた。



成年後見制度無料個別相談会	
日時	令和3年7月31日（土）10時～16時
場所	京橋プラザ区民館
相談員	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属の司法書士
参加人数	8組
主な相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・親の後見制度の利用について ・障害のある子の制度利用について ・子どもがいない夫婦の制度利用について ・任意後見制度について

② 出張ミニ相談会

例年ミニ講座として実施していましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため相談会形式で実施し、「すてっぷ中央」の職員が成年後見制度に関する様々な相談に応じました。

	京域地域	日本橋地域	月島地域
日時	3月24日（木） 13時30分～16時30分	10月29日（金） 13時30分～16時30分	12月9日（木） 13時30分～16時30分
場所	喫茶アラジン	はまる一む	勝どきダイルーム
参加人数	5人	1人	4人

③ 親族向け成年後見申立講座

成年後見制度の利用を検討している方、または制度に関心のある方を対象に、制度の基礎から実務まで幅広く学ぶことができる講座を実施しました。

親族向け成年後見申立講座（基礎編）	
日 時	令和3年4月20日（火）13時30分～15時30分
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	成年後見制度の概要、申立書類作成の留意点などについて
講 師	第一東京弁護士会所属 弁護士 小野田 朋恵 氏
参加人数	20人
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・現実的なアドバイスもあり、よく理解できた。 ・任意後見の契約書の具体例を知ることができてよかった。

親族向け成年後見申立講座（応用編）	
日 時	令和3年4月27日（火）13時30分～15時30分
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	成年後見人の具体的な仕事内容や就任後の手続きについて
講 師	第一東京弁護士会所属 弁護士 小野田 朋恵 氏
参加人数	17人
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・具体例が示されていたので、実務の量の想像がついた。 ・とても分かりやすい講義で勉強になった。

親族向け成年後見申立講座（基礎編）	
日 時	令和3年10月22日（金）10時30分～12時30分
場 所	日本橋公会堂2階第3・4洋室
テーマ	成年後見制度の概要、利用にあたっての留意点、申立て手続き方法などについて
講 師	（公社）成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士 村田 和也 氏
参加人数	16人
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・クイズがあり、自分で考える時間があったよかったです。

親族向け成年後見申立講座（応用編）	
日 時	令和3年10月22日（金）13時30分～15時30分
場 所	日本橋公会堂2階第3・4洋室
テーマ	後見人の業務内容や家庭裁判所への報告書の作成方法について
講 師	（公社）成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士 村田 和也 氏
参加人数	11人

主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・親の判断能力の低下を考え、あらかじめ準備が大切だと実感した。 ・信託銀行の使い方が少し理解できた。
------	---



④ 成年後見制度入門講座（後掲の P.18 施策 6（12）を参照）

「社会貢献型貢献人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習」のうち、成年後見制度の基本理念と概念を学ぶ講義について、区民を対象として聴講を実施しました。

⑤ 出前講座

各団体等からの依頼に応じて、成年後見制度や権利擁護支援事業について、「すてっぷ中央」の職員が出前講座を実施しました。

日 時	令和 3 年 8 月 16 日（月） 15 時 30 分～17 時 00 分
場 所	中央区役所 8 階会議室
テーマ	成年後見制度と家族信託について
対象者	介護支援専門員
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 安部 信之 氏
参加人数	19 人

日 時	令和 3 年 10 月 7 日（木） 14 時 00 分～15 時 00 分
場 所	いきいき浜町
テーマ	成年後見制度と権利擁護支援事業について
対象者	敬老館利用者
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 主任 岡野谷 史子 氏
参加人数	6 人

日 時	令和 3 年 11 月 24 日（水） 14 時 30 分～16 時 30 分
場 所	月島特別出張所
テーマ	成年後見制度と権利擁護支援事業の概要及び事例紹介
対象者	民生委員（月島地域）
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 安部 信之 氏
参加人数	23 人

日 時	令和3年12月24日（金）14時00分～15時30分
場 所	中央区役所8階大会議室
テーマ	成年後見制度と権利擁護支援事業の概要及び事例紹介
対象者	民生委員（高齢福祉部会員、障がい福祉部会員、生活福祉部会員）
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 安部 信之 氏
参加人数	46人

施策2 成年後見制度の理解向上

（3）職員等を対象とした研修の充実

① 区職員、福祉関係者向け研修

区職員、福祉関係者のスキルアップを図るために、成年後見制度や権利擁護支援事業の円滑な事務運営に必要な知識習得に向けた研修を実施しました。

また、「社会貢献型貢献人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習」のうち、支援者のための法律知識の講義については、福祉関係者を対象として聴講を実施しました。

福祉関係者のための成年後見制度研修（基礎編）	
日 時	令和3年5月25日（火）15時～17時
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	成年後見制度の概要、「すてっぷ中央」の権利擁護支援事業について
講 師	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士 大谷 雅彦 氏
参加人数	16人
主な感想	・事例を交えて説明してくれたのでわかりやすかった。 ・法定後見と任意後見や後見の類型でできることの違いが分かった。

（※介護支援専門員への出前講座については、前掲のP.10 施策1（2）を参照）

（4）区及び関係機関の相互理解の促進 R3年度 新規

① 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催（詳細は後掲のP.13 施策2（5）を参照）

地域関係者や各関係機関と連携し、制度の利用が必要な区民の早期発見・早期支援につなげるため、権利擁護支援推進協議会を構成する関係団体及び中核機関からなる地域連携ネットワークの構築に向けて、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催しました。また、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の中で、各団体から取組事例について自己紹介してもらい、区及び関係機関との相互理解を深めました。

方向性 2 成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。

施策 3 相談・支援体制の強化

高齢計画

障害計画

① 成年後見支援事業

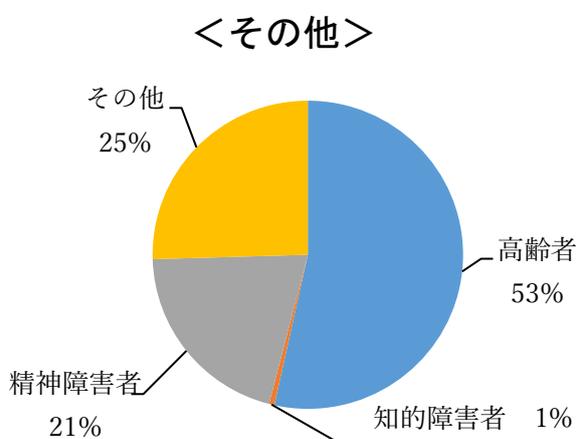
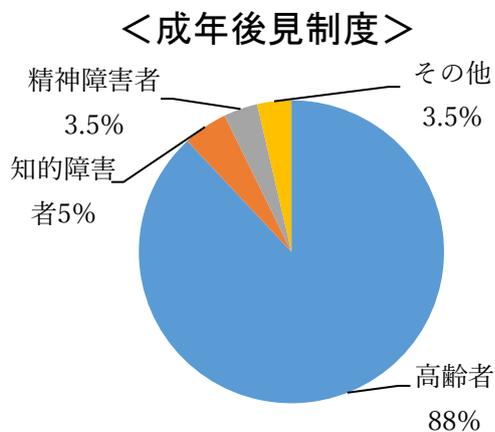
判断能力が不十分な高齢者・障害のある方などが、地域で安心して暮らせるよう、後見人等が財産管理や身上監護を行う成年後見制度の利用を支援しました。

・ 一般相談

成年後見制度に関する相談をはじめ、高齢者や障害のある方の福祉サービス利用や、その他生活全般に関する相談に応じました。

(単位:件)

対象者	成年後見制度	その他	合計
高齢者	1,342	378	1,720
知的障害者	72	4	76
精神障害者	55	145	200
その他	55	180	235
合計	1,524	707	2,231



・ 福祉相談

成年後見制度や遺言・相続に関する問題、高齢者や障害のある方の権利侵害に関する相談などに専門の弁護士が対応しました。

専門相談：月1回、3時間

(単位:件)

遺言・相続	成年後見	権利侵害	3 その他	合計
4	5	5	12	26

(5) 地域関係者と連携した相談体制の強化

R3年度 新規

R3年度 充実

① 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催

地域関係者や各関係機関と連携し、制度の利用が必要な区民の早期発見・早期支援につなげるため、権利擁護支援推進協議会を構成する関係団体及び中核機関からなる地域連携ネットワークの構築に向けて、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催しました。

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会	
日 時	令和3年12月23日(木) 13時30分～15時
場 所	中央区役所8階大会議室
内 容	・権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の趣旨 ・各団体の取り組み事例について(自己紹介)
参加人数	34名
参加団体	弁護士会、リーガルサポート東京、ばあとなあ東京、社労士会、税理士会、行政書士会、精神保健福祉士会、法人後見実施団体(FPIC 家庭問題情報センター、民事法務協会等)、医師会、民生・児童委員、昭和信用金庫等、福祉関係者(ケアマネジャー等)、当事者団体、区福祉関係所管課、おとしより相談センター、基幹相談支援センター、消費生活センター
主な感想	・地域で活動している関係者とその活動を直接知ることができ、今後の活動の参考になった。 ・連絡会を通して連携を深めていきたい。 ・活動、業務に役立つ情報を得たい。 ・地域で顔の見える関係を作っていきたい。 ・当事者の声を聞けて、改めて成年後見制度は本人のための制度であり、使いやすい制度にする必要性を感じた。



② 民生委員への出前講座の開催(詳細は前掲のP.10 施策1(2)を参照)

住民に最も身近な存在である民生委員に制度を周知し、地域の見守りの目を増やすことで支援を必要とする人の早期発見、早期支援につなげることを目的として、民生委員を対象とした出前講座を実施しました。

(6) 支援方針の検討等への司法専門職等の関与

R3年度 新規

① 司法・福祉専門職の助言

本人の意思を尊重しながら適切な制度利用ができるよう、本人の支援方針を検討し、司法・福祉専門職からの助言を得ることができる場として権利擁護支援推進協議会を設置しました。

(7) 本人の意思を尊重した適時・適切な制度利用の促進

R3年度 充実

① 権利擁護支援事業から成年後見等への移行

本人を支援する福祉関係者等が連携し、本人の見守りや意思を尊重しながら、権利擁護支援事業から社会貢献型後見人や専門職後見人による成年後見等へつなげました。

<参考> 権利擁護支援事業：高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービス利用手続きの支援や財産の保全、金銭管理などを社会福祉協議会において実施しました。

相談件数	472 件
財産保全サービス契約者数	5 人
財産管理サービス契約者数	13 人
福祉サービス利用援助事業契約者数	31 人

(令和4年3月31日現在)

(8) 迅速かつ適切な区長申立ての実施

R3年度 新規

R3年度 充実

① 区長申立ての検討への司法専門職の参加

区長申立ての検討にあたり、困難事例など司法等専門職からの助言が必要な事案を検討するため、権利擁護支援推進協議会において、司法等専門職による検討の体制を整備しました。

② 区長申立て手続の迅速化等に向けた事務移管

令和3年度から区長申立て手続の迅速化及びケースの発見から申立て手続、選任後の継続的な支援までを一貫して行うことを目的として事務移管を実施しました。

③ 区長申立ての実施

本人の自己決定権を尊重し、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう検討の上、区長申立てを実施しました。

申立て件数：7件（高齢者：5件、障害者：2件）

施策4 負担軽減の充実

障害計画

(9) 申立てに係る手続の支援及び費用・報酬助成の充実

① 申立てに係る費用・報酬助成

誰もが成年後見制度の利用をできるよう、低所得者を対象として区長申立てに係る報酬助成を行いました。また、親族申立て等の申立て費用・報酬助成を社会福祉協議会において実施しました。

申立て費用助成	親族申立て等：2件（高齢者：1件、障害者：1件）
報酬助成	区長申立て：2件（障害：2件）
	親族申立て等：9件（高齢者：7件、障害者：2件）

② 申立てに係る手続の支援

成年後見制度の申立てが必要な方に対し、適切な後見人等候補者の紹介、申立て同行や書類作成などの支援を行いました。

候補者紹介件数	24件
申立て手続支援件数	9件

施策5 地域連携ネットワークの構築

高齢計画

障害計画

(10) 協議会の設置・運営

R3年度 新規

① 権利擁護支援推進協議会の設置・運営

後見等開始の前後を問わず、チームに対して必要な支援ができるよう、司法・福祉専門職団体、関係機関等が連携して地域課題について継続的に協議を行い、関係機関等の連携の強化及び自発的な協力する体制づくりを進めるため、権利擁護支援協議会を設置・運営しました。

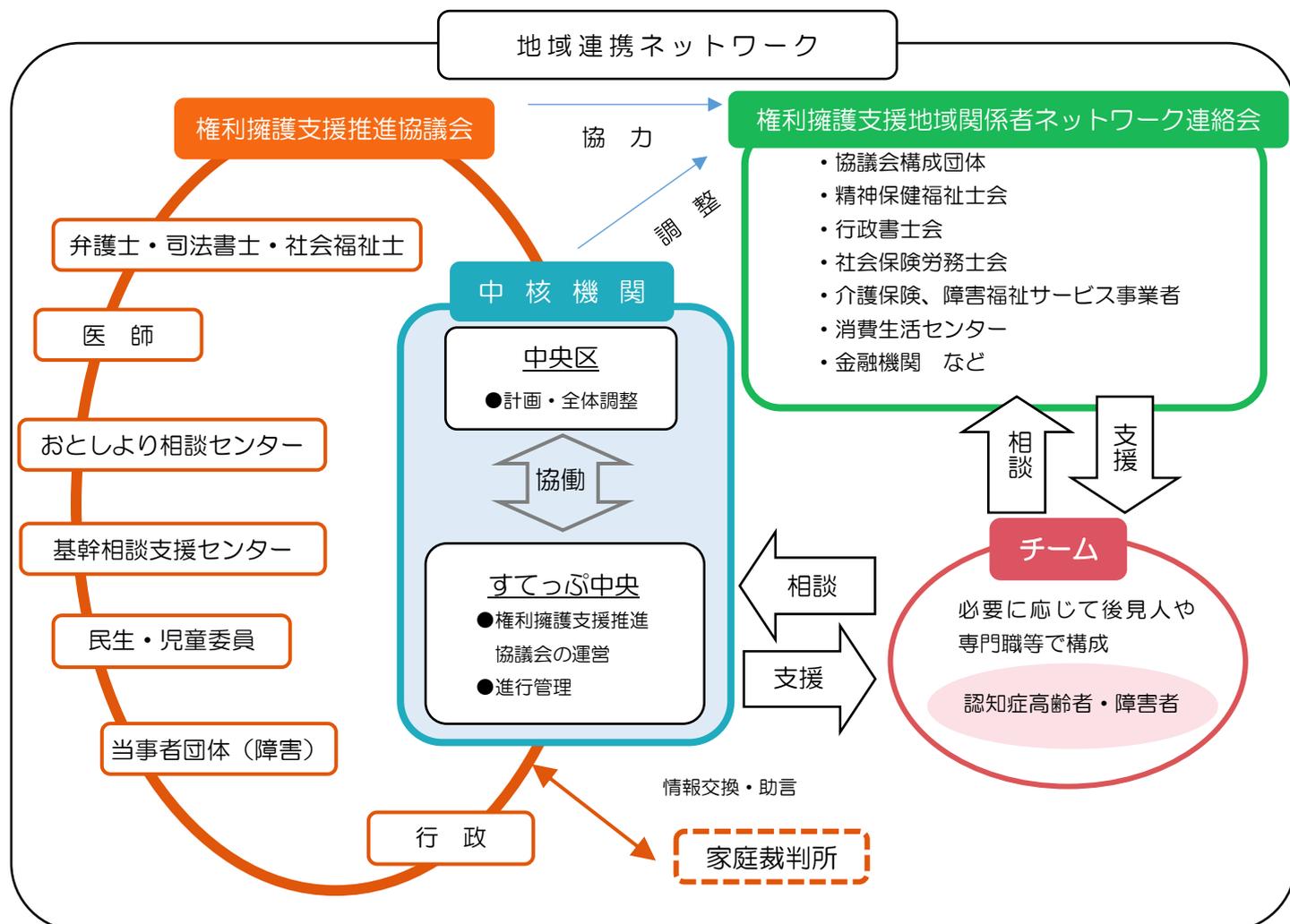
第1回 権利擁護支援推進協議会	
日時	令和3年6月29日（火）18時30分～20時
場所	中央区社会福祉協議会3階大会議室
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度費用助成（後見報酬）の可否について ・地域連携ネットワークの構築に向けた取り組みについて ・権利擁護支援に関わる事例検討
出席者	16名
主な意見	<p>議題「地域連携ネットワークの構築に向けた取り組みについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち退きの問題などがあることを踏まえ、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の構成メンバーに不動産業者を入れてはどうか。

第2回 権利擁護支援推進協議会	
日 時	令和3年11月2日(火) 18時30分～20時
場 所	中央区社会福祉協議会 3階大会議室
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の申立てを検討している親族向け「アンケート」の実施について ・権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催について ・後見活動メンバーの後見人等候補者としての推薦について ・成年後見制度費用助成(後見報酬)の可否について
出席者	15名
主な意見	<p>議題「成年後見制度の申立てを検討している親族向け『アンケート』の実施について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所への報告時期に合わせて後見活動をモニタリングするのであれば、報告時期が分かるような記載を設けてはどうか。 ・回答者の情報を得て「すてっぷ中央」とその後の関係性を築いていくことがポイントなので、説明文や質問に配慮し回答へのハードルを下げてみてはどうか。

第3回 権利擁護支援推進協議会	
日 時	令和4年2月16日(水) 18時30分～20時
場 所	中央区社会福祉協議会 3階大会議室
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会について ・後見活動メンバーの後見人等候補者としての推薦について ・成年後見制度費用助成(後見報酬)の可否について
出席者	13名
主な意見	<p>議題「権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマや内容によってコンパクトな規模の参加形態も検討していく必要がある。 ・今回の連絡会のように若手の職員にも参加してもらい、その場を感じて経験して欲しい。 ・いろいろな関係者や職員が参加できる企画があるよい。

委員名簿についてはP. 28を参照

<参考>地域連携ネットワーク：従来の保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに司法も含めた連携により、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる仕組み。



(11) 中核機関の設置・運営 R3年度 新規

① 中核機関の設置・運営

成年後見制度の利用促進、成年後見人等への支援、権利擁護支援推進協議会の運営等を行うため、区及び社会福祉協議会が協働して国基本計画に基づく中核機関を設置・運営しました。

方向性 3 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

施策 6 成年後見等の担い手の確保

高齢計画

(12) 社会貢献型後見人候補者の養成・支援

R3年度 充実

① 社会貢献型後見人候補者の養成

地域における成年後見制度の担い手を確保するため、港区との合同実施により社会貢献型後見人を4名養成しました。

社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習説明会（第1・2・3回）	
日 時	①令和3年9月28日（火）14時～15時30分、 ②令和3年9月30日（木）18時30分～20時 ③令和3年10月1日（金）10時～11時30分
場 所	①月島社会教育会館講習室 ②中央区社会福祉協議会3階会議室 ③日本橋公会堂2階第3、第4洋室
テーマ	成年後見制度の概要、成年後見人の役割、活動にあたっての注意点、基礎講習受講から受任までの流れ、中央区での社会貢献型後見人等の活動状況等
講 師	成年後見支援センター「すてっぷ中央」 所長 安部 信之 氏
参加人数	① 5人 ② 4人 ③ 5人

社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習	
日 時	令和4年1月6日（木）、1月14日（金）、1月19日（水）、1月27日（木）、2月3日（木）
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・プログラム1 講習概要 ・プログラム2 成年後見制度の基本理念と概要 ・プログラム3 被後見人等への支援の基本的な視点 ・プログラム4 申立て手続きと書類作成 ・プログラム5 対象者の理解① ・プログラム6 本人を支える福祉サービスと社会資源 ・プログラム7 支援のための法律知識 ・プログラム8 対象者の理解② ・プログラム9 対象者の理解③ ・プログラム10 社会貢献型後見人の活動報告 ・プログラム11 消費生活相談の実態とその対応

	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム 12 後見人からの実践レポート ・プログラム 13 演習：いろいろな場面を通じて成年後見人としての対応を考える ・プログラム 14 振り返り
--	---

プログラム 2 は一般区民を対象として、プログラム 8 は福祉関係者を対象として聴講を実施しました。それぞれ 4 名、1 名の参加がありました。

<参考>後見活動メンバー

社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習を修了した方で、社会貢献型後見人や地域福祉権利擁護事業の生活支援員などの活動を行っています。

養成基礎講習修了者累計	36 人（都及び東社協実施の講習修了者を含む）
後見活動メンバー登録者	24 人
社会貢献型後見人等受任実績累計	11 件（後見 7 件 保佐 3 件 補助 1 件）
社会貢献型後見人等受任中件数	1 件

（令和 4 年 3 月 31 日現在）

② 社会貢献型後見人候補者の支援

社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習修了後、おおむね 6 か月以上経過した後見活動メンバーのフォローアップを目的として、「後見活動メンバーフォローアップ研修」を開催しました。また、令和 3 年度から新たに「中央区・港区合同フォローアップ研修&情報交換会」を開催しました。

中央区・港区合同フォローアップ研修&情報交換会	
日 時	令和 3 年 9 月 27 日（月）14 時 30 分～16 時 30 分
場 所	麻布区民協働スペース
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職後見人からの事例報告 ・情報交換、質疑応答等
講 師	社会福祉士 鳥居 理英子 氏
参加人数	14 人
主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に後見人をされている方から、時間の使い方や接し方など具体的な話を聞いて参考になった。 ・意思決定支援、本人の意思を確認することの難しさ、大切さを認識した。

後見活動メンバーフォローアップ研修	
日 時	令和 4 年 2 月 21 日（月）13 時 30 分～15 時
場 所	中央区社会福祉協議会 3 階会議室
テーマ	市民後見人受任者からの報告
講 師	後見活動メンバー 下川 由美子 氏、天野 八千代 氏
参加人数	9 人

主な感想	<ul style="list-style-type: none"> ・最期まで寄り添う際の気持ちの持ち様が分かった。 ・本人とのコミュニケーションの重要性とその方法や関係者との協力の必要性を再認識した。
------	--

③ 成年後見等監督人業務

社会貢献型後見人の保佐監督人を受任し、社会貢献型後見人への支援、監督を行いました。

受任件数：1件（令和4年3月31日現在）

(13) 社会貢献型後見人の受任の促進

① 社会貢献型後見人の受任条件等の検討

専門職後見人から社会貢献型後見人への切替え等を行うリレー形式や、後見人等を複数選任する複数後見の検討を行っていきます。

(14) 法人後見の実施の検討

① 法人後見のニーズ調査及び実施の検討

法人後見に関するニーズ調査や課題整理を行い、社会福祉協議会による法人後見の実施について検討を行っていきます。

施策7 社会貢献型後見人等候補者の活用

(15) 社会貢献型後見人候補者の幅広い活用及びモチベーションの確保

① 登録生活支援員としての活用

社会貢献型後見人候補者として受任を待つ期間に、権利擁護支援事業の登録生活支援員として活用し、知識・技術の向上を図るとともに、モチベーションの維持に努めました。

② 社会貢献型後見人基礎講習、フォローアップ研修・情報交換会での講師等への活用

社会貢献型後見人等として受任経験のある方を、社会貢献型後見人基礎講習やフォローアップ研修・情報交換会での講師等として活用するとともに、候補者のモチベーションの向上を図りました。

（※社会貢献型後見人（市民後見人）を目指す方のための基礎講習については（前掲のP.18 施策6（12）を参照）

（※後見活動メンバーフォローアップ研修については、前掲のP.19 施策6（12）を参照）

方向性 4 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。

施策 8 成年後見人等の活動環境の整備

(16) 協議会及びチームの継続的な連携の強化

R3年度 新規

① 協議会による支援者への専門的助言

権利擁護支援推進協議会において、事例検討による専門的助言を行い、支援者間で共有するとともに、本人への適切な支援へとつなぎました。

(17) 成年後見人等選任後の状況把握の仕組みづくり

R3年度 新規

R3年度 充実

① 「アンケート」による後見人等選任後の状況把握

成年後見制度の申立てを検討している親族向け「アンケート」を活用し、申立て後のモニタリングを行い、親族後見人等の状況把握に努めました。

アンケート配布数：2件 アンケート回答数：1件

② 親族後見人向け講座・交流会、成年後見申立講座の開催

親族後見人等を対象に講座や交流会を開催し、定期報告書の作成支援など親族後見人の不安を解消するとともに、親族後見人等の状況把握に努めました。

(親族向け成年後見申立講座(応用編)については、前掲P.9 施策1(2)を参照)

(親族後見人向け講座・交流会については、後掲のP.22 施策9(19)を参照)

施策 9 成年後見人等への支援

(18) 成年後見人等の相談窓口の明確化

① 成年後見人等の相談窓口の明確化

区のホームページ及び社会福祉協議会のホームページにおいて、成年後見制度に関する相談窓口として「すてっぷ中央」の周知を行いました。

② 成年後見人等の相談窓口の一元化に向けた検討

成年後見人等が区役所で行う送付先変更手続きに係る窓口の一元化に向けて検討を行います。

(19) 親族後見人等への支援の充実

① 親族後見人向け講座・交流会の開催

親族後見人等が一人で悩みを抱え込まないように、親族後見人等向け講座・交流会を開催しました。

親族後見人向け講座・交流会	
日 時	令和3年8月10日(火) 18時30分～20時
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	地域とのつながり方を考える
講 師	社会福祉士 熊倉 千雅 氏
参加人数	3人
主な感想	・コロナ禍の後見、支援、つながりの難しさを痛感した。

親族後見人向け講座・交流会	
日 時	令和3年11月20日(土) 10時30分～12時30分
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	後見監督人って何する人？
講 師	第二東京弁護士会所属 弁護士 中川 佳代子 氏
参加人数	8人
主な感想	・とても深く分かりやすい講義だった。

親族後見人向け講習・交流会	
日 時	令和4年2月25日(金) 18時30分～20時30分
場 所	中央区社会福祉協議会3階会議室
テーマ	～知って解決、後見人の仕事術～
講 師	成年後見センター・リーガルサポート東京支部所属 司法書士 大谷 雅彦 氏
参加人数	7人
主な感想	・後見人の詳細な活動を知りたかったので、大変よい話だった。 ・講義を通じて自分の終活への考え方につながった。

IV 中央区成年後見制度利用促進審議会の点検・評価

1 総合評価

本報告書では、新規・充実事業が明記されるなど、令和3年度の取組がわかりやすく整理された。特に権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の立ち上げは、地域連携ネットワークの構築に向けて土台を築いたところであり、スタートに向けて1歩を踏み出したことは大きな成果である。しかし、このネットワークを拡大しながら有効活用し、成年後見制度の利用促進につなげるには、課題も多く残されていることから、今後も様々な取組の推進を期待する。

以下、主な取組項目ごとに評価と今後の方向性を示す。

【成年後見制度の普及・啓発】

リーフレットやチラシを新たに作成したほか、区のホームページを更新するなど、普及・啓発のための新たな取組を実施したことはよかった。「すてっぷ通信」の創刊により、定期的な情報発信できる基盤が整ったことも大変よかった。また、コロナ禍でも講座・講演会を開催し、区民の方々に成年後見制度について知ってもらう機会を確保したことは評価できる。民生・児童委員向けの出前講座では、「成年後見制度について学ぶ機会があつてよかった」というご意見をいただいております、民生・児童委員の皆さんの協力なくして成年後見制度の利用促進は進まないで、今後もぜひこのような機会を確保、継続していくべきである。

【地域連携ネットワークの構築】

権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の参加者については、参加者から他の団体を紹介いただくなど、少しずつでもネットワークが広がっていくことが一番大切である。また、連絡会に参加された方も、情報交換していく中で、地域連携ネットワークについて、実感を持ってその大切さを理解していただくことが重要だと思うので、今後も定期的を開催し、地域関係者との連携強化を図っていただきたい。

【成年後見等の担い手の確保】

成年後見等の担い手の確保は成年後見制度の利用促進を進める上で大変重要なことである。権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会に参加された方のご意見なども踏まえ、引き続き検討が必要である。

2 主な意見

- ・成年後見制度の利用促進にあたっては、本人の意思を尊重した適時・適切な制度利用の促進が非常に重要なポイントである。しっかりと議論しながら進めていただきたいと思う。
- ・後見業務をする中で最も問題となるのが預貯金の出し入れであり、親族後見人も専門職後見人も非常に苦労していると思う。権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会で、金融機関との率直な意見交換を行い、実態を理解しあえるとよい。
- ・施策ごとの項目立てや、新規・充実という表示、写真や表など、報告書のレイアウトは見やすくよい。内容については、方向性を定めて取組を進め、新たな課題が出てきたら修正するというように、試行錯誤して進めていくことが大切だと思う。
- ・権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の立ち上げにより、さまざまな職種、立場の方が同時に顔を合わせ、意見交換をする貴重な機会ができたことは、地域連携ネットワークの構築に向けた大きな1歩だと思う。今後、さらに参加者が増え、活発な意見交換が行われるとよい。
- ・専門職後見人から社会貢献型後見人へのリレー選任は今後さらに進んでいくと思う。裁判所と社会福祉協議会の連携体制を構築し、リレー選任の相談窓口の設置、明確化を検討いただきたい。

V 資料編

1 中央区成年後見制度利用促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない者（以下「認知症高齢者等」という。）が住み慣れた地域の中で、家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により当該認知症高齢者等の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、中央区（以下「区」という。）が行う成年後見制度の利用の促進に係る事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 区長は、認知症高齢者等の意思を最大限尊重し、成年後見制度の利用が本人の権利の行使並びに権利の保護及び実現のためとなるよう、公正かつ適切に事業を行わなければならない。

(事業の内容)

第3条 区長は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 権利擁護及び成年後見制度に関する相談対応
- (2) 成年後見制度及びその利用促進に係る普及・啓発
- (3) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）の候補者の推薦その他の成年後見制度の利用に関する支援
- (4) 社会貢献型後見人、社会貢献型保佐人及び社会貢献型補助人（東京都後見人等候補者養成事業実施要領（平成17年12月15日17福保総企第655号）に規定する社会貢献型後見人をいう。）の候補者の養成及び活用
- (5) 成年後見人等に対する支援
- (6) 地域連携ネットワークの構築及び強化
- (7) 中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱（令和3年3月25日2中福管第1275号）第1条に規定する中央区権利擁護支援推進協議会の設置及び運営
- (8) 社会福祉法人中央区社会福祉協議会が行う成年後見制度の利用の促進に係る事業に対する助成
- (9) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(業務委託)

第4条 区長は、事業の全部又は一部を社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益法人等に委託して実施することができる。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 中央区成年後見制度利用促進審議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に係る施策の適切な運用、進捗状況の点検及び評価等を行うため、中央区成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を区長に報告するものとする。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定により定める中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する13人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 法曹等関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長並びにその職務)

第5条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が適当でないとするときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 中央区成年後見制度利用促進審議会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

区 分	氏 名	所属団体
学識経験者	◎ 宮崎 牧子	大正大学社会共生学部教授
医師	竹見 敏彦	中央区医師会
弁護士（専門相談担当）	○ 相原 佳子	野田記念法律事務所
弁護士	安藤 博規	東京弁護士会
司法書士	安井 正登	成年後見センター・リーガルサポート東京支部
社会福祉士	東 早苗	東京社会福祉士会
福祉関係団体等 (5名)	前場 京子	中央区心身障害児者の進路と生活を考える会
	松本 多美	中央区民生・児童委員協議会
	保田 奈奈	日本橋おとしより相談センター
	島田 有三	基幹相談支援センター
	井上 一雄	中央区社会福祉協議会在宅福祉サービス部長
区職員 (2名)	田中 智彦	福祉保健部長
	北澤 千恵子	高齢者施策推進室長

(敬称略:順不同)

4 中央区権利擁護支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等（以下「認知症高齢者等」という。）の権利擁護に資するため、法律及び福祉の専門職団体、関係機関等（以下「専門職団体等」という。）による連携の強化、専門職団体等が自発的に協力する体制づくりの推進等を行う機関として、中央区権利擁護支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 認知症高齢者等の権利擁護に係る支援の必要性及び適切な支援内容の検討に関すること。
- (2) 専門職後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人に選任された弁護士、司法書士、社会福祉士等をいう。）及び社会貢献型後見人等（東京都後見人等候補者養成事業実施要領（平成17年12月15日17福保総企第655号）に規定する社会貢献型後見人をいう。）の候補者の推薦に関すること。
- (3) 認知症高齢者等の権利擁護に係る必要な支援を行うための専門職団体等による地域連携の仕組みづくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、認知症高齢者等の権利擁護に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 医師
- (2) 法曹等関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 区職員

(任期)

第4条 委員の任期は、選任の日から3年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長並びにその職務)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第9条 協議会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委員の守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部管理課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5 中央区権利擁護支援推進協議会委員名簿

◎委員長、○副委員

区 分	氏 名	所属団体
医師	竹見 敏彦	中央区医師会
弁護士	○ 相原 佳子	野田記念法律事務所
司法書士	鈴木 讓	成年後見センター・リーガルサポート東京支部
社会福祉士	東 早苗	東京社会福祉士会
福祉関係団体等	◎ 前場 京子	中央区心身障害児者の進路と生活を考える会
	松本 多美	中央区民生・児童委員協議会
	當山 貴子	月島おとしより相談センター
	島田 有三	基幹相談支援センター
行政	植木 清美	福祉保健部管理課長

(敬称略：順不同)